認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）「加算チェックシート」

減算についてはすべての項目を、加算については加算を算定している項目について、点検事項を確認し、点検結果を記入してください。

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
減算	定員超過利用減算 〈予防あり〉	月平均の利用者数が市町村長に提出した運営規程に定められる利用定員を超えている	□	超えていない	超えている場合は要減算
減算	人員基準欠如減算 〈予防あり〉	従業者が指定地域密着型（介護予防）サービス基準に定める員数をおいていない	□	おいている	おいていない場合は要減算
	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合の取り扱い 〈予防あり〉	心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難である利用者に対し、サービス提供する場合については所定の単位数の100分の63に相当する単位数を算定している	□	該当	
減算	同一建物減算 〈予防あり〉	事業所と同一建物に居住している場合は減算を行っている ※傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要な場合は除く	□	該当	
		傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要な場合については、以下要件を満たしている。 ・2人以上の従業者が往復の移動介助を行っていること ・2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や介助の方法期間について、サービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記載している ・介助時の介助者及び利用者の様子などについて記録している	□	該当	
減算	送迎を行わない場合の減算 〈予防あり〉	事業者が送迎を実施していない場合、減算を行っている	□	該当	※片道ごとの減算
2021新	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 〈予防あり〉 （算定した場合）	感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用延人員数が、当該月の前年度の１月当たりの平均利用延人員数から５％以上減少している	□	該当	・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価　届出様式 ・利用延人員数計算シート ・月別の利用者数がわかる書類 ※新型コロナウイルス感染症は3%加算の対象
		当該減少月の翌々月から３月以内に限り、１回につき基本報酬の３％に相当する単位数を加算している（一定の条件を満たしている場合、当該加算の期間が終了した月の翌月から３月以内に限り、引き続き算定可）	□	該当	
	次ページに続く	加算を算定する場合、当該減少月の翌月15日までに加算算定の届出を行っている	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応 （算定した場合）	加算算定の延長を行う場合、加算算定終了月の15日までに延長の届出を行っている	□ □	該当 延長せず	届出期限までに延長の届出を行っていない場合は、算定できません
	加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が前年度の１月当たりの平均利用延人員数から５％以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了するとともに回復した月（上記当該月）の翌月に適用終了の届出を行っている。	□	該当	
	上記算定や届出にあたっては、令和３年３月１６日付厚生労働省通知「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき行っている	□	該当	
8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行った場合の加算 〈予防あり〉	8時間以上9時間未満のサービスを行った前後に引き続き日常生活上の世話を行った場合で、当該サービス時間と前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合、以下に掲げる単位数を加算している。	□ □	実施 非該当	
	９時間以上10時間未満	□	50単位	
	10時間以上11時間未満	□	100単位	
	11時間以上12時間未満	□	150単位	
	12時間以上13時間未満	□	200単位	
	13時間以上14時間未満	□	250単位	
	宿泊サービスの前後の場合は算定していない	□	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供している	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	入浴介助加算（Ⅰ） 〈予防あり〉	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している	□	該当	
		認知症対応型通所介護計画上に入浴の提供が位置づけられている	□	該当	認知症対応型通所介護計画
		計画上入浴の提供が位置づけられているが、利用者の側の事情により入浴実施しなかった場合については、加算を算定していない	□	該当	入浴の提供記録、サービス提供票等
2021新	入浴介助加算（Ⅱ） 〈予防あり〉 【概要】 利用者が居宅において、自身又は家族若しくは訪問介護員等の介助により入浴ができるようになることを目的とし、支援、介助等を行った場合に加算	入浴介助を適切に行うことのできる人員及び設備を有している	□	該当	
		認知症対応型通所介護計画上に入浴の提供が位置づけられている	□	該当	認知症対応型通所介護計画
		医師等（医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員、利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員）が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している	□	該当	訪問、評価記録
		訪問、評価によって利用者の居宅の浴室で入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は福祉用具貸与事業所若しくは特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行っている	□	該当	
		事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成している	□	該当	個別の入浴計画又は認知症対応型通所介護計画
		入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行っている	□	該当	
		計画上入浴の提供が位置づけられているが、利用者の側の事情により入浴実施しなかった場合については、加算を算定していない	□	該当	入浴の提供記録、サービス提供票等

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	生活機能向上連携加算（Ⅰ）〈予防あり〉	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師）の助言（※１）に基づき、事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等）が共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている ※１　当該加算については理学療法士等が事業所を訪問せずにADL及びIADLに関する利用者の状況について、適切に把握（※２）したうえで機能訓練指導員等に助言することで可 ※２　理学療法士等は各リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場に置いて把握、又はICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握	□	該当	個別機能訓練計画
		個別機能訓練計画には利用者ごとにその目標、実施期間、実施方法等の内容を記載しており、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど、可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっている。	□	該当	〃
		機能訓練指導員等が計画に基づき機能訓練を実施している	□	該当	
		機能訓練指導員等が各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認のうえ、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえて目標の見直しや訓練内容の変更などを行っている	□	該当	
		理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で３月ごとに１回以上、個別機能訓練の進捗状況について評価し、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況を説明し必要に応じて訓練内容の見直し等を行っている	□	該当	評価記録
		機能訓練に関する記録を保管し、常に閲覧できるようになっている	□	該当	
		個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り算定している ※３月経過後、再度理学療法士等の助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、見直した計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に算定可（利用者の急性憎悪等により見直した場合を除く）	□	該当	
		個別機能訓練加算を算定している場合は算定していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
生活機能向上連携加算 （Ⅱ） 〈予防あり〉	訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーション事業所若しくはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が事業所を訪問し、事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメントや身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている	□	該当	個別機能訓練計画
	個別機能訓練計画には利用者ごとにその目標、実施期間、実施方法等の内容を記載しており、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど、可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となっている。	□	該当	〃
	機能訓練指導員等が計画に基づき機能訓練を実施している	□	該当	
	機能訓練指導員等が各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得たうえで、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認のうえ、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえて目標の見直しや訓練内容の変更などを行っている	□	該当	
	理学療法士等が３月ごとに１回以上事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、個別機能訓練の進捗状況について評価し、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容等の見直しを行っている	□	該当	評価記録
	機能訓練に関する記録を保管し、常に閲覧できるようになっている	□	該当	
	個別機能訓練加算を算定している場合は１月につき100単位を加算している	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
	個別機能訓練加算 （Ⅰ） 〈予防あり〉	当該加算の算定対象となる日について、専ら職務に従事する機能訓練指導員（※）が１日120分以上かつ１名以上配置されている ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については一定の要件あり）	□	該当	シフト表、資格証
		機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画の作成を行い、当該計画に基づいて機能訓練を実施している	□	該当	個別機能訓練計画
		個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を実施している	□	該当	評価記録
		個別機能訓練開始時及びその３月後に１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明している	□	該当	
		機能訓練に関する記録を保管し、常に閲覧できるようになっている	□	該当	
		事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、事業所における看護職員としての人員基準の算定には含めていない	□	該当	シフト表
2021新	個別機能訓練加算 （Ⅱ） 〈予防あり〉 【概要】 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している場合であって、かつ個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算	当該加算の算定対象となる日について、専ら職務に従事する機能訓練指導員（※）が１日120分以上かつ１名以上配置されている ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師又はきゅう師については一定の要件あり）	□	該当	シフト表、資格証
		機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画の作成を行い、当該計画に基づいて機能訓練を実施している	□	該当	個別機能訓練計画
		個別機能訓練の効果、実施方法等について評価を実施している	□	該当	評価記録
		個別機能訓練開始時及びその３月後に１回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明している	□	該当	
		機能訓練に関する記録を保管し、常に閲覧できるようになっている	□	該当	
		事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、事業所における看護職員としての人員基準の算定には含めていない	□	該当	シフト表
		個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定しており、個別機能訓練計画の内容等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	□	該当	別紙様式3-2生活機能チェックシート、別紙様式3-3個別機能訓練計画書

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	ADL維持等加算（Ⅰ） 【概要】 自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行い、ADL利得の平均値が１以上である場合に加算	評価対象者（当該事業所の利用期間が６月を超える者）の総数が10人以上	□	該当	
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月（評価対象期間（当該事業所の利用期間）の初月）と、当該月の翌月から起算して６月目（※）においてADLを評価し、ADL値（その評価に基づく値）を測定し、測定した日が属する月ごとにLIFEを用いて厚生労働省に当該測定を提出している ※６月目にサービスの利用が無い場合については当該サービスの利用があった最終の月	□	該当	利用者全員のADL値がわかる書類
		ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行っている	□	該当	〃
		ADL利得（※）の平均値が１以上である ※評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値	□	該当	〃
		ADL利得の平均を計算するに当たって、ADL利得の多い順に、上位100 分の10 に相当する利用者及び下位100 分の10 に相当する利用者を除いた者を対象としている ※100分の10を計算する際に、１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	□	該当	〃
		他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めている	□	該当	
		【令和３年度に算定する場合】			
		基準を満たすことを示す書類を保存している	□	該当	基準を満たすことを示す書類
		本加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認している	□	該当	
		以下のいずれかを評価対象期間としている ①加算の算定を開始する月の前年の同月から12 月後までの１年間としている ②令和３年４月１日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行っている場合は、次のいずれかの期間を評価対象期間としている ａ 令和２年４月から令和３年３月までの期間 ｂ 令和２年１月から令和２年12月までの期間	□	該当	
	次ページに続く	評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、本加算を算定している	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
ADL維持等加算（Ⅰ）	【令和４年度以降に算定する場合】			
	加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている	□	該当	
	届出の日から12 月後までの期間を評価対象期間としている	□	該当	
	評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、本加算を算定している	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	ADL維持等加算（Ⅱ） 【概要】 自立支援・重度化防止に向けた取り組みを行い、ADL利得の平均値が２以上である場合に加算	評価対象者（当該事業所の利用期間が６月を超える者）の総数が10人以上	□	該当	
		評価対象者全員について、評価対象利用開始月（評価対象期間（当該事業所の利用期間）の初月）と、当該月の翌月から起算して６月目（※）においてADLを評価し、ADL値（その評価に基づく値）を測定し、測定した日が属する月ごとにLIFEを用いて厚生労働省に当該測定を提出している ※６月目にサービスの利用が無い場合については当該サービスの利用があった最終の月	□	該当	利用者全員のADL値がわかる書類
		ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行っている	□	該当	〃
		ADL利得（※）の平均値が２以上である （※）評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して６月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値	□	該当	〃
		ADL利得の平均を計算するに当たって、ADL利得の多い順に、上位100 分の10 に相当する利用者及び下位100 分の10 に相当する利用者を除いた者を対象としている ※100分の10を計算する際に、１未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	□	該当	〃
		他の施設や事業所が提供するリハビリテーションを併用している利用者については、リハビリテーションを提供している当該他の施設や事業所と連携してサービスを実施している場合に限り、ADL利得の評価対象利用者に含めている	□	該当	
		【令和３年度に算定する場合】			
		基準を満たすことを示す書類を保存している	□	該当	基準を満たすことを示す書類
		本加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認している	□	該当	
		以下のいずれかを評価対象期間としている ①加算の算定を開始する月の前年の同月から12 月後までの１年間としている ②令和３年４月１日までに算定基準に適合しているものとして市町村長に届出を行っている場合は、次のいずれかの期間を評価対象期間としている ａ 令和２年４月から令和３年３月までの期間 ｂ 令和２年１月から令和２年12 月までの期間	□	該当	概要
	次ページに続く	評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、本加算を算定している	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
ADL維持等加算（Ⅱ）	【令和４年度以降に算定する場合】			
	加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている	□	該当	
	届出の日から12 月後までの期間を評価対象期間としている	□	該当	
	評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、本加算を算定している	□	該当	
若年性認知症利用者受入加算 〈予防あり〉	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定める	□	該当	
	担当者中心に利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供	□	実施	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	栄養アセスメント加算 〈予防あり〉 【概要】 利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること）を行った場合に加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
		事業所の従業者として又は外部との連携（※）により管理栄養士を１名以上配置している ※外部との連携とは、他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携が該当する	□	該当	シフト表、資格証、契約書等
		利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握すること※以下手順）を実施し、当該利用者又はその家族等に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応している	□	該当	
		利用者ごとの栄養状態等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	□	該当	別紙様式5-1栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例）〈厚生労働省HP参照〉
		〈栄養アセスメントについて〉 栄養アセスメントについては、３月に１回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、１月毎に測定すること。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。	□	該当	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅） 体重の記録（毎月）
		ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。	□	該当	
		ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。	□	該当	
		ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。	□	該当	
		原則として栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定していない	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021 変更	栄養改善加算 〈予防あり〉	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
		事業所の従業者として又は外部との連携（※）により管理栄養士を１名以上配置している ※外部との連携とは、他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携が該当する	□	該当	シフト表、資格証、契約書等
		利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している	□	該当	別紙様式5-1栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）（様式例） 別紙様式5-2栄養ケア計画（通所・居宅）（様式例）又は別紙様式1-2リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書（通所系） 〈いずれも厚生労働省HP参照〉
		利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービス（※以下手順）を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録している	□	該当	〃
		利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に記録している	□	該当	栄養ケア計画
		本加算の算定対象としている利用者は、以下のイ～ホのいずれかに該当する イ　BMIが18.5未満である ロ　１～６月間で３%以上の体重の減少が認められる又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「１」に該当する ハ　血清アルブミン値が3.5ｇ/dl以下である ニ　食事摂取量が不良（75%以下）である ホ　その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる	□	該当	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）
		〈栄養改善サービスについて〉 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる（一部上記の再掲あり）。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。	□	該当	〃
	次ページに続く				

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
栄養改善加算	ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。） を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項(食事に関する内容の説明等)、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。	□	該当	栄養ケア計画 利用者等の同意
	ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。	□	該当	
	ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。	□	該当	
	ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 へ 略	□	該当	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング（通所・居宅）
	３月以内の期間に限り、１月に２回を限度として加算を算定している ※引き続き算定している場合は、当該利用者の栄養改善サービスの開始から３月ごとの栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 〈予防あり〉 【概要】 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
		当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	□	該当	
		サービス担当者会議で当該加算を算定する事業所を決定しており、当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施している	□	該当	サービス担当者会議録
		利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態の確認を行い、確認した結果を介護支援専門員に情報提供している ●口腔スクリーニング ・硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ・入れ歯を使っている者 ・むせやすい者 ・口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報 ●栄養スクリーニング ・ＢＭＩが18.5未満である者 ・１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「１」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者 ・食事摂取量が不良（75%以下）である者 ・低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報	□	利用開始時及び６月ごとに実施	別紙様式６口腔・栄養スクリーニング様式〈厚生労働省HP参照〉
		利用開始時及び６月ごとに1回加算を算定している	□	該当	
		算定日の属する月が以下のいずれにも該当していない。 ●栄養アセスメント加算関連 ・栄養アセスメント加算を算定している ・当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である ・当該利用者について栄養改善サービスが終了した日の属する月 ●口腔機能向上加算関連 ・口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である ・当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月	□	いずれにも該当していない	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 〈予防あり〉 【概要】 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
		当該事業所以外で口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない	□	該当	
		サービス担当者会議で当該加算を算定する事業所を決定しており、当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施している	□	該当	サービス担当者会議録
		利用開始時及び６月ごとに1回加算を算定している	□	該当	
		以下の（１）若しくは（２）のいずれかに該当する	□	該当	
		（１）以下①の口腔スクリーニングを実施し、②及び③に該当している	□	該当	
		①利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の口腔の健康状態の確認を行い、確認した結果を介護支援専門員に情報提供している ●口腔スクリーニング ・硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ・入れ歯を使っている者 ・むせやすい者 ・口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報	□	該当	別紙様式６口腔・栄養スクリーニング様式〈厚生労働省HP参照〉
		②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月である	□	該当	
	次ページに続く	③算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	（２）以下①の栄養スクリーニングを実施し、②及び③に該当している	□	該当	
	①利用開始時及び利用中６月ごとに利用者の栄養状態の確認を行い、確認した結果を介護支援専門員に情報提供している ●栄養スクリーニング ・ＢＭＩが18.5未満である者 ・１～６月間で３％以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」に規定する基本チェックリストの№11 の項目が「１」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5ｇ／dl 以下である者 ・食事摂取量が不良（75%以下）である者 ・低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報	□	該当	別紙様式６口腔・栄養スクリーニング様式〈厚生労働省HP参照〉
	②算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではない	□	該当	
	③算定日が属する月が、口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月である	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
口腔機能向上加算（Ⅰ） 〈予防あり〉	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置している	□	該当	シフト表、資格証、契約書等
	口腔機能向上加算を算定する利用者について、以下のいずれかに該当し、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる ・認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する ・基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の３項目のうち、２項目以上が「１」に該当する ・その他口腔機能が低下している又はそのおそれがある	□	該当	認定調査票等
	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能向上サービス（当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの※以下手順）を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録している	□	該当	口腔機能改善管理指導計画（別紙様式８口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）又は別紙様式1-2リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書（通所系）及び別紙様式1-6口腔機能向上加算の実施記録〈厚生労働省HP参照〉）
	〈口腔機能向上サービスについて〉 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる イ　利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。	□	該当	
	ロ　利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。	□	該当	〃
	ハ　口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。	□	該当	〃

次ページに続く

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
口腔機能向上加算（Ⅰ）	ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 ホ 略	□	該当	〃
	３月以内の期間に限り１月に２回を限度として加算を算定している ※引き続き算定する場合は、口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる	□	該当	
	歯科医療を受診している場合、以下のいずれかに該当している場合は算定していない ・医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している ・医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021新 口腔機能向上加算（Ⅱ） 〈予防あり〉 【概要】 口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能向上サービスを行っている場合で利用者ごとの情報を厚生労働省に提出し、また、必要な情報を活用している場合に加算	定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
	言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置している	□	該当	シフト表、資格証、契約書等
	口腔機能向上加算を算定する利用者について、以下のいずれかに該当し、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる ・認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の３項目のいずれかの項目において「１」以外に該当する ・基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の３項目のうち、２項目以上が「１」に該当する ・その他口腔機能が低下している又はそのおそれがある	□	該当	認定調査票等
	口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能向上サービス（当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの※以下手順）を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録している	□	該当	口腔機能改善管理指導計画（別紙様式８口腔機能向上サービスに関する計画書（様式例）又は別紙様式1-2リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書（通所系）及び別紙様式1-6口腔機能向上加算の実施記録〈厚生労働省HP参照〉）
	〈口腔機能向上サービスについて〉 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。	□	該当	
	ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。	□	該当	〃
次ページに続く	ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。	□	該当	〃

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね３月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 ホ 略	□	該当	〃
		３月以内の期間に限り１月に２回を限度として加算を算定している ※引き続き算定する場合は、口腔機能向上サービスの開始から３月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる	□	該当	
		歯科医療を受診している場合、以下のいずれかに該当している場合は算定していない ・医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している ・医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない	□	該当	
		利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している	□	該当	別紙様式８口腔機能向上サービスに関する計画書
2021新	科学的介護推進体制加算 〈予防あり〉 【概要】 利用者の情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出するとともに、情報を活用しサービスを提供している場合に加算	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している	□	該当	別紙様式１科学的介護推進に関する評価（通所・居住サービス）〈厚生労働省HP参照〉
		必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	□	該当	
		原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定している	□	該当	

	点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
2021 変更	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 〈予防あり〉	次のうち、いずれかに該当すること（※いずれも常勤換算） ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が７割以上である ②介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が２割５分以上である	□	該当	
		算出方法について（概要） ア　職員の割合の算出は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く11か月分）の平均を用いる イ　前年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる（この場合、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持することが必要。したがって、この割合については毎月計算、記録し、所定の割合を下回った場合には、所定の届出を行うこと） ウ　介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者 エ　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう オ　勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる			
		定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
2021 変更	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 〈予防あり〉	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が５割以上である（常勤換算） ※算出方法（概要）については上記サービス提供体制強化加算（Ⅰ）欄内のとおり	□	該当	
		定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	
2021 変更	サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 〈予防あり〉	次のうち、いずれかに該当すること（※いずれも常勤換算） ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が4割以上である ②認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員（※）の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が3割以上である ※認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指す。 ※算出方法（概要）については上記サービス提供体制強化加算（Ⅰ）欄	□	該当	
		定員超過利用・人員基準欠如に該当していない	□	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 〈予防あり〉	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞　(一)(二)(三)いずれにも適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	(三)経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	□	あり	就業規則、給与規定等
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録
介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 〈予防あり〉	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞　(一)(二)いずれにも適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 〈予防あり〉	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7　＜キャリアパス要件＞(一)又は(二)のいずれかに適合	□		
	(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録
介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 〈予防あり〉	1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	2　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	3　賃金改善の実施	□	あり	
	4　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	6　労働保険料の納付	□	適正に納付	
	7＜キャリアパス要件＞、8＜職場環境等要件＞に掲げる基準のいずれかに適合	□		
	7(一)介護職員の任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	□	あり	
	7(二)介護職員の資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会確保し、全ての介護職員に周知	□	あり	研修計画書
	8　＜職場環境等要件＞　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	□	あり	実施する取組みについて周知したことが分かる記録

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
介護職員処遇改善加算（Ⅴ） 〈予防あり〉	１　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　改善計画書の作成、全ての介護職員への計画書を用いた周知、届出	□	あり	〃
	３　賃金改善の実施	□	あり	
	４　処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員処遇改善実績報告書
	５　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	□	なし	
	６　労働保険料の納付	□	適正に納付	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 〈予防あり〉	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明を計画書に記載している）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額よりも高い	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定	□	あり	〃
	11　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果		備考、点検書類等
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 〈予防あり〉	１　賃金改善の対象となるグループ（ａ経験・技能のある介護職員、ｂ他の介護職員、ｃその他の職種）を設定	□	あり	介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書
	２　ａ経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善見込額が月額平均８万円以上又は賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上（困難な場合は合理的な説明が計画書に記載されている）	□	あり	〃
	３　ａ経験・技能のある介護職員の平均賃金改善額がｂ他の介護職員の平均賃金改善額よりも高い	□	あり	〃
	４　ｂ他の介護職員の平均賃金改善額がｃその他の職種の平均賃金改善額の２倍以上	□	あり	〃
	５　その他の職種の賃金改善後の賃金改善見込額が年額440万円を上回らない（上回る場合には当該賃金改善の対象となっていない）	□	あり	〃
	６　計画書上の職場環境等要件における「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行っている	□	あり	〃
	７　処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定	□	あり	〃
	８　算定する処遇改善加算の区分（（Ⅰ）、（Ⅱ）若しくは（Ⅲ））に応じた要件を満たす	□	あり	〃
	９　特定加算に基づく取組の公表（ホームページ等への掲載等）	□	あり	〃
	10　特定処遇改善に関する実績の報告	□	あり	介護職員等特定処遇改善実績報告書